

## 令和8年度 平塚市美術館 博物館実習生受入要項

平塚市美術館（以下、「当館」という）における博物館実習生は、博物館法第5条第1項第1号に該当する者とし、当館の活動に携わることを通して、体験的に学芸員の職務の理解に資することを目的とする。

### 1. 実習生の条件

- (1) 原則として、大学で美術に関わる領域を研究対象とする者。ただし、特別館長が特に承認した学生についてではこの限りではない。
- (2) 履歴書及び当館で課す課題を提出し、実習生としての資質を備えていると判断できる者。
- (3) 実習期間中、支障なく当館に通うことができる者。
- (4) 実習生受入れは、原則として1大学1名とする。
- (5) 実習中の保険加入。対物、対人等の保険を含め、大学において加入する。

### 2. 募集定員

10名程度

### 3. 申込み

- (1) 提出物 履歴書及び課題「実習を希望する理由」（A4版用紙に600字以内）  
返信用定形封筒（切手貼付）
- (2) 期間 令和8年4月1日（水）から4月17日（金）まで（必着・郵送のみ受付）
- (3) 提出先 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-3 平塚市美術館 博物館実習係  
※申込みは大学から行うこと。個人からの申込みは受け付けない。

### 4. 結果通知

当館は「1. 実習生の条件」より、条件に合致したか否かの通知を送付する。  
条件に合致した旨の通知を受理した者は、令和8年5月15日（金）までに博物館実習申請書等（各大学の様式で可）を提出すること。

### 5. 受入承諾通知

当館は博物館実習申請書を提出した者に対し、受入承諾書を送付する。

### 6. 実習概要

- (1) 実習期間（諸事情により変更になる場合もあります。）  
令和8年5月末頃から12月までの間で当館の指定する日程、計14日間程度とする。
- (2) 実習内容  
展示作業、講演会、彫刻洗浄、講義及びワークショップ実習等
- (3) 評価  
当館は実習の評価は行わない。

### 7. 修了証明書

当館は実習の全課程を修了した者に対し、修了証明書を送付する。

※体調不良で欠席した際は、次回実習時に必ず医療機関が発行した診断書を持参すること。診断書がない場合及び本人と都合での欠席または遅刻の場合は修了証明書の送付は行わない。

以上